

糸島市指定旧介護予防訪問介護相当サービス事業及び指定旧介護予防通所介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イ及び同号ロに規定する第1号事業のうち糸島市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規程（平成30年告示第52号。以下「実施規程」という。）に規定する旧介護予防訪問介護相当サービス事業及び旧介護予防通所介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定旧介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者により実施する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとしてこの基準により定められるサービスをいう。
- (2) 指定旧介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者により実施する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとしてこの基準により定められるサービスをいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該旧介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定訪問事業者」という。）及び指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定通所事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (4) 利用料 実施規程第9条第1項に規定する利用料等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この基準において使用する用語の意義は、法の例による。

(記録の整備)

第3条 指定訪問事業者及び指定通所事業者は、第4条の規定により整備しておかなければならない記録のうち、利用者に対する指定旧介護予防訪問介護相当サービス及び指定

旧介護予防通所介護相当サービスの提供に関する記録等について、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他の基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、指定旧介護予防訪問介護相当サービス事業及び指定旧介護予防通所介護相当サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号)に定めるところによる。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和7年10月1日から施行する。